

2021
年度

制度融資のご案内

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

制度の特徴

融資限度額	返済期間	利 率	担保・保証人
2,000万円 (1,500万円を超える場合、 所定の事業計画書の提出が 必要となります。)	運転資金 7年以内 (据置1年以内) 設備資金 10年以内 (据置2年以内)	1.21% (2021年4月1日現在) ※利率は金融情勢により 変わる場合があります	不要です

ご利用 いただける方

- 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の事業所である。
 - 秋田市内で1年以上事業を営んでいる。
 - 義務納税額(所得税、法人税、事業税、住民税)を完納している。
 - 日本政策金融公庫の融資対象業種である。(金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽事業等の業種の方はご利用になれません。)
- ※ご相談内容、経営状況によって、ご希望に添えない場合がございます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている皆様へ

新型コロナウイルス対策マル経

融資限度額	返済期間(うち据置期間)	利 率
別 枠 1,000万円	運転資金 7年以内 (据置3年以内) 設備資金 10年以内 (据置4年以内)	【当初3年間】 0.31% (注)「特別利率F-0.9%」の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における「基準利率-0.9%」の適用限度額に含まれます。 【4年目以降】 特別利率 1.21%

ご利用 いただける方

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している。またはこれと同様の状況にあり、商工会議所から経営指導を受け推薦を得られる方。

申込時に必要な書類

◆ 直近2期分の決算書、申告書(控)	◆ 既存借入金の明細書
◆ 最近時の試算表もしくは主要科目の内訳 (手形、売掛金、買掛金、借入金等)	◆ 商業登記簿謄本 (最近3ヶ月以内のもの、法人の場合)
◆ 法人税、法人事業税、法人住民税の領収書または納税証明書	◆ 所得税、事業税、住民税の領収書または納税証明書
◆ 営業許可証または認可証	◆ 見積書または契約書(設備資金希望の場合)
◆ マル経融資利用にあたっての事業計画書(今回の申込金額とマル経融資利用残高の合計が1,500万円を超える場合)	

※必要に応じ、上記以外の書類をご提出いただく場合がございます。

申込み方法

STEP 1 秋田商工会議所に 相談・申込み	STEP 2 秋田商工会議所が 審査・推薦	STEP 3 日本政策金融公庫 国民生活事業が審査	融資実行
----------------------------------	---------------------------------	-------------------------------------	-------------

日本政策金融公庫・県・市の制度融資

本パンフレット記載内容は、2021年4月1日現在のもので、利率は金融情勢によって変動いたしますので、記載されている利率と異なる場合がございます。

使い みち	制 度 名	対 象 者	資金 使 途	限度額	期間 (年)	据置 (年)	年利率 (%)	保証料 (%)	保証人 担保等
新型コロナウイルスの影響により業況が悪化	新型コロナウイルス感染症特別貸付 (公庫)	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方で、次の①又は②のいずれかに該当し、かつ長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方 ①最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方 ②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月末満の場合等は、最近1ヵ月間等の売上高または過去6ヵ月の平均売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 (1) 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む)の平均売上高 (2) 令和元年12月の売上高 (3) 令和元年10月から12月の平均売上高	運転 設備	8,000万円 (通常の公庫の融資とは別枠)	運転 15 設備 20	5	6,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9(※利子補給有り) (注1:利子補給の詳細は公庫窓口へお問い合わせください) 注2:基準金利は返済期間などによって異なりますので、詳細は公庫窓口へお問い合わせください)		無担保
	経営安定資金(県) 新型コロナウイルス感染症対策枠	新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している方	運転 設備	5,000万円	10	2	1.35	1.40以下	・保証人は原則として法人は代表者、個人は不要
	危機関連枠 (新型コロナウイルス感染症対応)	新型コロナウイルス感染症拡大により、売上高等が減少していることについて、市町村長の危機関連保証認定を受けた方	運転 設備	5,000万円 (新型コロナウイルス感染症対策枠を含めた経営安定資金の通常枠とは別枠)	10	2	1.15	—	
	産業活力創造資金【緊急経営支援資金枠】 (市)	次の③に該当し、かつ、①、②のいずれかに該当する方 ①新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、売上高が前年同期比で20%以上減少し、「セーフティネット保証4号」の認定を受けた方 ②新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、売上高が前年同期比で15%以上減少し、「危機関連保証」の認定を受けた方 ③下記一般事業資金(市)①～⑤の要件を満たしている方	運転 設備	3,000万円	10	2	1.75 (セーフティネット保証4号認定を受けた場合は1.55)	—	・保証人は原則として法人は代表者、個人は不要 ・担保は必要に応じ相談
業況が悪化しているとき	経営安定資金(県) 通常枠	県内で1年以上事業を営んでいる方で、次のいずれかに該当する方 ①直近3ヵ月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している ②直前決算において赤字を計上 ③倒産企業に対して50万円以上の売掛債権等を有している ④破綻金融機関と取引のある者として「商工会議所等」の認定を受けた	運転 設備	8,000万円 対象者④は別枠 5,000万円	10	2	1.55	1.55以下	・保証人は原則として法人は代表者、個人は不要 ・商工会議所・商工会の確認等が必要
	経営力強化枠	県内で1年以上事業を営んでいる方で、国の認定を受けた経営革新等支援機関の支援を受けつつ、事業革新計画や経営改善計画を策定し、実行する方	運転 設備	2億円	5 7	1	1.55	1.40以下	
	借換枠	県内で1年以上事業を営んでいる方で、既存の中小企業振興資金(中小企業災害復旧資金特別枠)、経営安定資金(緊急経済対策枠又は借換枠)を利用した金融債務の残高があり、適切な事業計画を有している又は国の認定を受けた機関等の支援を受けつつ、事業革新計画や経営改善計画を策定し、実行する方	運転 設備	2億8000万円	10	1	1.40	1.55以下	
	特別改善枠	県内で1年以上事業を営んでいて、再生計画等に取り組み、次のいずれかの推薦を受けた方 ①「商工会議所」・商工会連合会又はあきた企業活性化センター ②中小企業再生支援協議会	運転 設備	5,000万円 対象者②は別枠 8,000万円	12	3	1.95	1.55以下	
事業資金が必要なとき	一般貸付 (公庫)	個人又は法人で事業を営む方 (金融業、投機的業、一部の遊興娯楽業等をのぞいて、ほとんど全ての業種が対象になります。)	運転 設備 特定設備	4,800万円 7,200万円	5 10 20	1 2	2.06～2.55 ※担保の有無で金利変動	—	お客様の要望を伺いながらご相談させていただきます
	小規模事業振興資金 (県)	県内で1年以上事業を営み、次のいずれかに該当する方 ①従業員数が20人以下(商業・サービス業は5人。ただし、宿泊業・娯楽業は20人)以下で特定事業を行う ②事業共同小組合で特定事業を行うこと、又はその組合員3分の2以上が特定事業を行う ③特定事業を行う企業組合で組合員数が20人以下 ④特定事業を行う協業組合で従業員数が20人以下 ⑤医業を主たる事業とする法人で従業員数が20人以下 ただし①～⑤については、下記「小口支援枠」と併せて融資残高2,000万円以内 ⑥特定事業を行う特定非営利活動法人で従業員数が20人(商業又はサービス業は5人)以下 ※特定事業とは、中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する事業	運転 設備	2,000万円	7 10	1 2	1.95	0.45	
	ICT導入支援枠	上記の要件のいずれか該当し、ICT導入により生産性向上、業務効率化を図る方					1.55		
	一般事業資金 (市)	次の要件を満たす中小企業者および組合等 ①市内に1年以上住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること ④市税を完納していること ⑤営業許可、登録等を必要とする業種の場合、許認可を受けていること	運転 設備	3,000万円	10	1	1.75	—	

使い みち	制 度 名	対 象 者	資 金 使 途	限 度 額	期 間 (年)	据 置 (年)	年 利 率 (%)	保 証 料 (%)	保 証 人 担 保 等
新たな分野への進出や新事業展開に取り組むとき	事業革新資金 (県)	県内で1年以上事業を営み（⑥～⑩を除く）次のいずれかに該当し、商工会議所等から認定等を受けている方 ①「事業転換・多角化」「新市場進出」「海外進出」を行う ②中小企業等経営強化法に基づく計画等の承認を受け、実施する ③あきた企業活性化センターが行う所定の事業の認定・採択を受けた ④商店街活性化の基本方針に沿って、空き店舗の取得・改造・改裝等を行う ⑤地域観光振興計画に基づく事業を行う ⑥特許法に基づく特許技術を有し、その実用化のための事業を行う ⑦所定の研究機関で共同開発した技術・製品の実用化等のための事業を行う ⑧中小企業地域資源活用促進法、農工商等連携促進法に基づく計画等の認定を受け、実施する ⑨「環境調和型産業集積支援事業」の認定を受け、当該事業を行う ⑩異なる二者以上の企業者が連携して事業を行う	運転 設備	1億円 対象者⑨は 2億円 対象者⑩は 5,000万円	10	3	1.30	0.6以下	・保証人は原則として法人は代表者、個人は不要 ・商工会議所・商工会の確認が必要 ・創業支援資金の限度額は、再起支援資金と合わせた額
	産業活力創造資金(市) ※一部抜粋								
	新分野進出資金枠	次のいずれかに該当する中小企業者で新たな分野の事業に取り組むとき ①親会社が融資を受ける場合 市内に登録簿上の本店と事業所を有する親会社が市内に子会社を設立し、業種の異なる事業を行うこと ②子会社が融資を受ける場合 市内に登録簿上の本店と事業所を有する設立後1年未満の子会社が、親会社とは異なる事業を行うこと ③既存企業が融資を受ける場合 市内に登録簿上の本店と事業所を有する会社が既存の業種と異なる事業を行うこと	設備	1,000万円	10	1	1.75 (借入から3年間 1.0% 利子補給)	—	
	新商品等 開発資金枠	次の要件を満たす中小企業者および組合等で新商品を開発するとき ①市内に1年以上住所を有すること（法人は登録簿上本店の住所） ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上、現在も継続していること ④要領で定める、新製品等の研究開発および商品化を行うもの	運転 設備	3,000万円	10	1	1.75 (借入から3年間 1.0% 利子補給)	—	・保証人は原則として法人は代表者、個人は不要 ・担保は必要に応じ相談
事業を承継するとき	農工商連携促進 資金枠	次の要件を満たす中小企業者および組合等で農林漁業者と連携し新商品を開発するとき ①市内に1年以上住所を有すること（法人は登録簿上本店の住所） ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上、現在も継続していること ④要領で定める、農林漁業者と連携し、新製品等の研究開発および商品化を行うもの	運転 設備	3,000万円	10	1	1.75 (借入から3年間 1.5% 利子補給)	—	
	事業承継資金 (県)	①下記要件に該当するとして、商工会議所等の推薦を受けた方 (1) 破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始、特別清算開始又は金融機関の取引停止処分が発生した企業から事業の全部又は一部の譲渡を受けて当該事業を行う者 (2) 事業の全部又は一部を取りやめる企業から、事業の全部又は一部の譲渡を受けて当該事業を行う者 (3) 事業承継により従業員等が代表となった法人（新代表者が旧代表の三親等以内の親族である場合を除く） ②事業承継により経営等に支障が生じていることについて、秋田県知事認定を受けた方	運転 設備	1億円 対象②は 別枠1億円	10	3	1.30 (事業引継ぎ支援センター支援案件等は1.10)	0.6以下	・保証人は原則として法人は代表者、個人は不要 ・商工会議所・商工会の確認等が必要 ・担保は必要に応じ相談

使い みち	制 度 名	対 象 者	資 金 使 途	限 度 額	期 間 (年)	据 置 (年)	年 利 率 (%)	保 証 料 (%)	保 証 人 担 保 等
創業・起業にチャレンジするとき	新規開業資金 (公庫)	次のいずれかに該当する方 ①現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方で、次のいずれかに該当する方 ・現在お勤めの企業に継続して6年以上お勤めの方 ・現在お勤めの企業と同じ業種に通算して6年以上お勤めの方 ②大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上お勤めの方で、その職種に関連した業種の事業を始める方 ③技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を始める方 ④雇用の創出を伴う事業を始める方 ⑤産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援事業を受けて事業を始める方 ⑥地域創業促進支援事業による支援を受けて事業を始める方 ⑦公庫が参加する地域の創業支援ネットワークから支援を受けて事業を始める方 ⑧民間金融機関と公庫による協調融資を受けて事業を始める方 ⑨ ①～⑧のいずれかを満たして事業を始めた方で事業開始後おおむね7年以内の方	運転	7,200万円 (うち運転資金 4,800万円以内)	7	2	2.06～ 2.55 ※条 件 に よって金 利変動	—	お客様のご要望を伺いながらご相談させていただきます
			設備		20	2			
	新創業融資制度 (公庫)	次の1・2のすべての要件に該当する方 1. 対象者の要件 新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方 2. 自己資金の要件 新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を1期終えていない方は、創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金を確認できる方。ただし、「現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方」【注1】、「産業競争力強化法に定める認定特定創業支援等事業を受けて事業を始める方」等に該当する場合は、本要件を満たすものとします 【注1】 現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方で、次のいずれかに該当する方は、自己資金の要件を満たすものとします ①現在の企業に継続して6年以上お勤めの方 ②大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上お勤めの方で、その職種と密接に関連した業種の事業を始める方 ③産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業を受けて事業を始める方 ④民間金融機関と公庫による協調融資を受けて事業を始める方 ⑤技術・ノウハウ等に新規性が見られる方 ⑥新商品・新役務の事業化に向けた研究・開発、試作販売を実施するため、商品の生産や役務の提供に6ヵ月以上を要し、かつ3事業年度以内に収支の黒字化が見込める方 ⑦「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」の適用予定の方	運転	3,000万円 (うち運転資金 1,500万円以内)	適用した融資制度のご返済期間以内 同左		(基準) 2.41～ 2.90 ※条 件 に よって金 利変動	—	原則不要
			設備						
	女性、若者/ シニア起業家資金 (公庫)	女性または35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方や事業開始後おおむね7年以内の方	運転	7,200万円 (うち運転資金 4,800万円以内)	7	2	(基準) 2.06～ 2.75 ※条 件 に よって金 利変動	—	お客様のご要望を伺いながらご相談させていただきます
			設備		20	2			
	創業支援資金 (県)	次のいずれかに該当する方 ①県内で新たに事業を開始しようとする具体的計画を有している ②個人は事業開始後、法人は設立の日以後5年を経過していない ③新たに会社を設立する計画を有する会社及び当該計画により設立された会社で設立の日以後5年を経過していない会社 ④秋田県に移住後3年以内で①～③のいずれかに該当	運転 設備 (ただし、 不動産取得資金は 除く)	3,500万円	10	3	1.30 (起業塾 等修了者・ 対 象④は 1.10)	0.6	・保証人は原則として法人は代表者、個人は不要 ・商工会議所・商工会の確認等が必要
	女性・若者支援枠	上記のいずれかに該当する女性及び35歳未満の方		2,500万円			1.10	なし	
	創業資金 (市)	次の要件を満たす小規模企業者である法人等 ①市内に住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を有すること ③事業歴が5年未満であり、現在も継続していること ④市税を完納していること ⑤商工会議所等が経営指導を行った事業計画書を提出すること(引き続き6ヵ月以上経営指導を受けること)	運転 設備	2,000万円	10	1	1.55 (起業塾 修了者は 借入から 3年間1.0 %の利子 補給)	—	・保証人は原則として法人は代表者、個人は不要 ・担保は必要に応じ相談
中心市街地の空き店舗を利用するとき	中心市街地出店促進 空き店舗利用資金 (市)	中心市街地へ出店する場合であって、次の要件を満たす、卸売・小売業、飲食店、サービス業等の中小企業者および組合等 ①中心市街地の空き店舗等に入居し、改築すること ②県内に1年以上住所を有すること(創業の場合は1年未満可) ③県内に主たる事業所を1年以上有すること ④事業歴が1年以上あり、現在も継続していること(創業の場合は1年未満可) ⑤店舗が所在する商店街団体から推薦を受けていること ⑥市税を完納していること	運転 設備	5,000万円	10	0.5	1.75 (借入から 5年間1.5 %の利子 補給)	—	・保証人は原則として法人は代表者、個人は不要 ・担保は必要に応じ相談

事業計画の作成、資金計画の立て方、開業諸手続きなど、創業のためのアドバイスを行っておりますので、お気軽にご相談ください。
※連絡先については、表紙に記載しております。

創業融資に係る相談時にご用意いただく書類

(1) 事業計画書 (2) 見積書(設備資金が必要な場合)